

若草保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 さとり
事業者の住所	神奈川県大和市南林間七丁目21-26
事業者の電話番号・FAX	電話046-278-2662 FAX046-278-2661
代表者氏名	岩堀 美子
定款の目的に定めた事業	・保育所の運営 ・一時保育事業の運営

2 施設の概要

種別	保育所					
名称	若草保育園					
所在地	神奈川県大和市西鶴間8-4-20					
電話番号・FAX	電話 046-276-1050		FAX 046-2731-1114			
施設長氏名	原田 留里子					
開設年月日	平成26年4月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	3人	12人	12人	15人	15人	15人
取扱う保育事業	通常保育、一時保育、延長保育					
提供する保育・教育の内容	児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。					
保育理念ならびに保育方針	<p>保育理念)</p> <p>子ども一人ひとりを大切にし、保護者との一体感を持ち、地域との交流を深め、愛される保育園を目指す。</p> <p>保育方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権を尊重し子どもの発達にあった保育を保障する ・子どもの心とからだ(生きる力)の基礎を育てる ・地域子育て支援をしていく 					
保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ・創造力豊かで意欲的な子 ・楽しく遊べる子 ・自分の気持ちが言える子 					

3 職員体制

本園では、神奈川県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例で定める配置基準以上で、かつ大和市が保育を実施するうえで望ましいとされている配置基準をしまわらない人数で、以下の職員を配置する。なお、員数は入所人数により変動することがあります。

園長	1人					
主任保育士	1人					
保育士	0歳児	2人	1歳児	4人	2歳児	3人
	3歳児	2人	4歳児	1人	5歳児	1人
(保育士とみなされる者を含む)	ア) 副主任保育士等 2名以上		副主任補佐 1名			
	イ) 分野別リーダー 3名		※年度認定により人数変動有			
ア) 副主任及び副主任補佐の業務内容	・クラス担任業務及びフリー保育士業務全般・主任の補佐及び不在時の代行・園児の安全に関する指導・園児の保健衛生に関する事項(医薬品類の点検・保管を含む)・園舎内外の清掃、美化に関する指導・備品の点検、整理、保管に関する指導・業務上、園長の命ずる事項					
イ) 分野別リーダーの業務内容	・クラス担任業務及びフリー保育士業務全般・終了した研修分野に係るリーダーとして職員への指導教育・業務上、園長の命ずる事項					
保育士に関しては、上記人数を基本とし、在園児童数に対して右記の割合以上の員数を配置する。	0歳児 園児3人につき保育士1人以上 1歳児 園児4人につき保育士1人以上 2歳児 園児6人につき保育士1人以上 3歳児 園児15人につき保育士1人以上 4、5歳児 園児30人につき保育士1人以上					
嘱託医	1人					
嘱託歯科医	1人					

4 施設・設備の概要

敷地面積	1453.53㎡					
園舎構造	鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積 844.21㎡					
施設設備の数と面積	部屋種	室数	面積	部屋種	室数	面積
	乳児室	1室	71.91㎡	沐浴室	1室	24.10㎡
	ほふく室			幼児用トイレ	2室	42.50㎡
	1F保育室	1室	174.88㎡	医務室	1室	2.25㎡
	2F保育室	1室	44.13㎡	事務室	1室	34.30㎡
	調理室	1室	38.23㎡	子育て支援室	1室	17.50㎡
	調乳室	1室	3.18㎡			
屋外遊戯場(園庭)	屋外遊戯場 412.00㎡					

5 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前07時00分から午後06時00分まで
土曜日	午前07時00分から午後06時00分まで

(2) 保育標準時間認定に関する最大保育時間(11時間)

(基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。)

月曜日から金曜日の保育時間(11時間)	午前07時00分から午後06時00分まで
土曜日の保育時間(11時間)	午前07時00分から午後06時00分まで
延長保育時間	午後06時00分から午後07時00分まで(土曜日は偶発的事象等により時間を超えて預かる事もある。但し延長料金は発生する)

(3) 保育短時間認定に関する最大保育時間(8時間)

(基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。)

月曜日から金曜日の保育時間(8時間)	午前08時30分から午後04時30分まで
土曜日の保育時間(8時間)	午前08時30分から午後04時30分まで
延長保育時間	朝: 午前07時00分から午前08時30分まで 夕: 午後04時30分から午後07時00分まで(土曜日は偶発的事象等により時間を超えて預かる事もある。但し延長料金は発生する)

6 利用料金ならびに支払い方法

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料 ●前月申請に限り月額料金、月内での回数から月謝への変更不可	延長保育利用時間	料金(月額/単位円 日額/単位円)
	18:00～18:30	3,000
	18:00～19:00	5,500
	・上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用:30分につき450円×回数 ・定期利用者(18:30以降の契約者)以外の利用者に関しては18:30に夕捕食代(1回100円)が別途かかります。	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金(月額/単位円)
短時間認定延長保育料 ●前月申請に限り月額料金、月内での回数から月額への変更不可	07:00～08:30	10,000
	07:30～08:30	5,500
	08:00～08:30	3,000
	16:30～17:00	3,000
	16:30～17:30	5,500
	16:30～18:00	7,500
	16:30～18:30	10,000
	16:30～19:00	12,500
・上記時間以上の特別延長利用:30分につき450円×回数 ・定期利用者(18:30以降の契約者)以外の利用者に関しては18:30に夕捕食代(1回100円)が別途かかります。		
主食提供	月額 1,500円	給食が必要ない月がある場合には事前に申し出て下さい。申し出があった場合に限り請求致しません。
副食提供	月額 5,000円	
入退室用ICカード	入園時に無償貸与し、退園時に返却していただきますが、紛失などにより返却ができない場合には実費でご負担いただきます。1枚1,000円(税別)	
その他	その他は別紙をご参照ください。(すべて自由購入)	
支払方法	電子マネー決済となります。	

※費用の種類の詳細について、保育において提供する便宜および支払いを求める理由を保護者に説明し同意を得たうえで負担を求める事が出来る。

7 虐待等の禁止

本園では、園長が責任者となって、園児の人権を擁護し、虐待の防止等を図ります。そのために必要な研修を行います。また、虐待が疑われる場合は、保護者との連携を密にするとともに、必要に応じて関係機関に通報することがあります。

8 非常災害対策・緊急時における対応

入園時配布書類(保育中における災害時の対応について)を参考にしてください。

9 苦情相談受付先

名 称	かながわ福祉サービス運営適正化委員会	
所在地	〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17-2	
苦情相談受付	電話番号	045-311-8861
	FAX	045-312-6302
	電子メール	tekisei@knsyk.jp
備考	本委員会の相談受付は、 平日(月曜日～金曜日)の午前9時～午後5時までです。	

同 意 書

若草保育園における保育・教育の提供を開始するにあたり、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 大和市認可保育園 若草保育園
所在地 神奈川県 大和市 西鶴間 8丁目4-20
施設長 氏名 原田 留里子

- ①重要事項説明書別表に記載された保育に必要な経費を徴収すること
- ②お子さんが、小学校に入学する場合、また幼稚園、認定子ども園、保育所、その他地域型保育事業若しくは地域子ども・子育て支援事業を利用する場合に、貴施設における情報を必要範囲内で提供すること。

私は、書面に基ついて若草保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所:

児童氏名:

保護者氏名: 印 (署名でも可)

児童から見た続柄: